

資料4 P R T Rパイロット事業中間報告に対する国民意見の概要

《 . 意見提出者の概要》

No	地 域	提出者	年齢	性別	意見	呼称	備 考	No	地 域	提出者	年齢	性別	意見	名称	備 考																																																																																																																
01	北海道	企業個人	58	男			淀川水質協議会 環境行政改革フォーラム パルティーズ研究会PRTRサントテーブル (社)日本自動車工業会	31	東京都	NGO	-	-			日本生協連 (財)世界自然保護基金日本委員会 印刷インキ工業会 公害・地球環境問題懇談会 ストップ・フロン全国連絡会 市民フォーラム2001 (社)日本鉄鋼連盟																																																																																																																
02	北海道	企業個人	45	男				32	大阪市	個人	42	男女																																																																																																																			
03	?	?	?	?				33	川崎市	個人	47	男女																																																																																																																			
04	横浜市	企業個人	50	男				34	東京都	NGO	-	-																																																																																																																			
05	茨城県	企業個人	?	?				35	東京都	業界	-	-																																																																																																																			
06	東京都	企業個人	57	男				36	東京都	企業個人	51	男																																																																																																																			
07	東京都	個人	30	男				37	東京都	NGO	-	-																																																																																																																			
08	東京都	企業個人	?	男				38	群馬県	NGO	-	-																																																																																																																			
09	東京都	NGO個人	42	男				39	群馬県	NGO個人	?	男女																																																																																																																			
10	東京都	企業個人	50	男				40	東京都	個人	65	男																																																																																																																			
11	千葉県	行政個人	50	女				41	東京都	NGO	-	-																																																																																																																			
12	横浜市	個人	60	男				42	東京都	業界	-	-																																																																																																																			
13	兵庫県	大学個人	?	男				43	東京都	行政個人	?	男																																																																																																																			
14	東京都	企業個人	?	男				44	東京都	行政個人	?	男																																																																																																																			
15	神奈川県	個人	44	男女				45	東京都	行政個人	?	男																																																																																																																			
16	北九州市	企業個人	25	女				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">個人 / 団体・所属別 提出数</th> <th colspan="4">地域別 提出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>企 業</td> <td>1 4</td> <td>団体</td> <td>企 業</td> <td>1</td> <td>北海道</td> <td>2</td> <td>大阪府</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>行 政</td> <td>4</td> <td></td> <td>業 界</td> <td>3</td> <td>茨城県</td> <td>1</td> <td>兵庫県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大 学</td> <td>4</td> <td></td> <td>NGO</td> <td>7</td> <td>群馬県</td> <td>3</td> <td>岡山県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>NGO</td> <td>4</td> <td></td> <td>その他</td> <td>1</td> <td>埼玉県</td> <td>1</td> <td>福岡県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>千葉県</td> <td>1</td> <td>不 明</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不 明</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>東京都</td> <td>2 4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>神奈川県</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>京都府</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>3 3</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>1 2</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>								個人 / 団体・所属別 提出数						地域別 提出数				個人	企 業	1 4	団体	企 業	1	北海道	2	大阪府	2		行 政	4		業 界	3	茨城県	1	兵庫県	1		大 学	4		NGO	7	群馬県	3	岡山県	1		NGO	4		その他	1	埼玉県	1	福岡県	1		その他	6				千葉県	1	不 明	1		不 明	1				東京都	2 4									神奈川県	5									京都府	2			合 計						合 計						3 3						1 2			
個人 / 団体・所属別 提出数						地域別 提出数																																																																																																																									
個人	企 業	1 4	団体	企 業	1	北海道										2	大阪府	2																																																																																																													
	行 政	4		業 界	3	茨城県										1	兵庫県	1																																																																																																													
	大 学	4		NGO	7	群馬県										3	岡山県	1																																																																																																													
	NGO	4		その他	1	埼玉県										1	福岡県	1																																																																																																													
	その他	6				千葉県										1	不 明	1																																																																																																													
	不 明	1				東京都										2 4																																																																																																															
						神奈川県										5																																																																																																															
						京都府										2																																																																																																															
合 計						合 計																																																																																																																									
		3 3						1 2																																																																																																																							
17	大阪市	団体	-	-																																																																																																																											
18	東京都	企業個人	?	男																																																																																																																											
19	東京都	企業個人	?	男																																																																																																																											
20	東京都	企業	-	-																																																																																																																											
21	京都府	大学個人	67	男																																																																																																																											
22	岡山県	NGO個人	23	男																																																																																																																											
23	群馬県	大学個人	55	女																																																																																																																											
24	東京都	NGO	-	-																																																																																																																											
25	東京都	NGO	-	-																																																																																																																											
26	東京都	業界	-	-																																																																																																																											
27	京都府	企業個人	48	男																																																																																																																											
28	横浜市	NGO個人	28	男																																																																																																																											
29	東京都	大学個人	62	女																																																																																																																											
30	埼玉県	企業個人	58	男																																																																																																																											

《 提出意見の概要》*提出された意見を要約して項目毎に整理した。中間報告の具体的な記述振りに関する質問や意見については、原則として掲載していない。

【1. 対象化学物質】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	備 考
一 般	<ul style="list-style-type: none"> ・Pollutantで移動登録しなければならないのは、排出要素の高い環境汚染化学物質のみか。多環芳香族炭化水素類のように甘味料、カゼ薬、さらに情報のレーザー発信伝達内容にまで関連する疑いのある発がん性環境汚染化学物質の場合、あまりにも考慮適用エレメントの検討範囲がオリジナルのT R Iで古く狭すぎる。 ・現在174物質群と同様な物質が多種使用されていることや環境ホルモン問題等も考え、対象物質を拡大して把握できる制度にしていくべきである。 ・有害化学物質を規定した国際諸機関が既により多数の化学物質を規制対象に設定していることや、国内の産業界が実施しているP R T R活動の中では今回より多くの対象物質が取り上げられ、実績が蓄積されていること、また、現在の市民が専ら寄せる関心の中心がかつての公害型の強毒性・高濃度汚染から、弱毒性・低濃度汚染による環境リスクの適正管理に進んでいることから、対象物質を今回の範囲よりさらに広げる必要がある。 ・選ばれた有害性のある対象物質が200足らずと極めて少なく、排出目録公開にほど遠い。(H F C類などが入っていない。) ・現時点で有害性が明確になっていない物質であっても、環境暴露が見込まれる物質はより積極的に対象とすべき等、対象化学物質の選定の考え方については、更に検討を要する。 ・パイロット事業は、公開すべき対象化学物質を人体への直接の影響に絞っているが、これらは生産、販売、使用、廃棄が規制されてしかるべきものばかりで、新しい制度を導入する意義が半減されるので、対象物質は出来るだけ広くし、人体や環境への影響がゼロであると完全に確認されていない化学物質や重金属は全て対象にすべきである。 ・地域の生態系や地球環境破壊につながる物質、まだ定量的データがないものの環境汚染の潜在的な可能性のある物質について対象外とされたが、規制対象物質をはじめ、人体への直接影響のある物質以外の環境汚染物質も大量に排出されている可能性が強く示唆されたことから、対象物質は広範に定めること。具体的には、意図的に用いている物質(原料、最終生成物、触媒など)は法で特に除外しない限り全部対象とし、中間生成物も排出・漏洩の可能性のあるものを全て対象とすること。 ・人体に対する有害性のみに着目され、地球環境に与えるリスク等が考慮されていないので、環境に与える直接的影響、間接的影響の様々な角度から対象物質を選定するべきである。 ・化学物質は直接的、間接的影響がある様々な角度からとらえるべきで、パイロット事業では人体に対する有害性という観点からのみ化学物質が選定されているが、イギリス、オランダなどでは、温室効果等の地球環境に与える影響を考慮し、化学物質が選定されている。 ・また、環境中の一定条件下で、P R T R対象物質もしくはそれ以外の劇毒物に化学変化する前駆物質等についても、環境中への放出形態、放出量を把握すべきである。 ・爆発性や急性毒性が対象にされていないが、住民の環境安全からは一元的に扱われるのが好ましい。 ・「環境汚染物質排出・移動登録」と明示しているので、確実に環境汚染物質とみなされるものだけをリストアップし、F D Aに記載されている物質は除外されたい。例えば、硫酸バリウム(86)は、国内法規にも規制がなく、胃のレントゲン検査等で飲んだりしている。 ・化合物の中には、バリウム(86)、銅化合物(68)、コバルト(34)、マンガン有機塩(107)のように有害性の知見が得られていないものが多数あり理解に苦しむが、これらを一様にP R T Rの対象とするのではなく、真に有害性が懸念される物質に特定されたい。 	15	個人
		20	企業
		21	大学個人
		27	企業個人
		34	NGO
		37	NGO
		41	NGO
		38	NGO
		39	NGO個人
		24	NGO
		25	NGO
		30	企業個人
		35	業界

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
一 般	<p>・世間の眼は、AもCもDも区別はなく、環境庁のお墨付きとなれば、烙印は消えることがない深いものになるのが現実であり、「環境汚染物質」という烙印の重さは、予想以上で、パイロット事業の余波は極めて大きい。</p> <p>C Dランクの多くの原材料となる物質は、ほとんど密閉に近い系中で使用されており、作業環境も労安法の下で整備されているので、環境中への大量放出は事故でも起こらない限りは考え難い。</p> <p>パイロット事業でリストアップされた対象化学物質の中には、選定根拠が理解できない物質が意外に多かったので、対象物質を再検討し、対象物質の厳選、絞り込みが必要である。本当に環境を汚染し、それが人体や自然界に被害を及ぼすことが科学的な根拠に基づき明確な物質だけに絞り込んで「環境汚染物質」にすべきである。環境ホルモン物質と認定されれば扱いも異なるが、その影響の大きさを勘案して、本当にそれだけの環境汚染が懸念され、将来何らかの規制を要する物質だけを対象物質に指定されたい。</p> <p>どうしても移動状況の把握が必要な物質であるならば「参考調査物質」のような別枠を設定して随時実行することも可能。</p> <p>「環境汚染物質」と指定された物質の使用は極力避けたいというのが世の動きであるだけに、環境庁は個々の物質の十分な調査と検討して、大方の納得の得られる最終的な指定にされたい。</p>	19	企業個人
個別物質	<p>・フロン類(CFCs,HCFCs,HFCs,PFCs,SF6)は環境汚染物質としてP R T Rで排出量のデータを一元化し、公表する必要がある。これらは環境破壊物質であることが既にわかっており、また、地球規模で次世代にわたって影響を及ぼすという点で極めて危険な物質であり、これらの管理が現在通産省になっており、企業中心で考えられるために環境面からの対策が極めて遅れている。(例えば、CFCs,HCFCsはオゾン層保護法で生産量は規制されているが、排出量についてはデータを届けるシステムになっていない。また、HFCs,PFCs,SF6は「京都議定書」で温暖化効果ガスとしてあげられ、排出量を抑制しなくてはならないが、データ公表は義務付けられていない。)</p> <p>また、イギリス、オランダでは、地球環境への影響も概念に含め、フロン類はもちろん二酸化炭素の排出登録もP R T Rで制度化されている。</p> <p>・オゾン層破壊物質や温室効果ガスの排出が多い日本こそ、こうした化学物質の事業者の排出登録を行うべきである。</p> <p>・地球温暖化物質、オゾン層破壊物質、酸性雨の原因物質なども対象にすべきである。</p> <p>・P R T R本来の意味の環境汚染物質対象ということなら、直接的な人体への有害性にのみにとらわれることなく、もっとグローバルに考えて地球全体にとって深刻な環境の破壊を引き起こすフロン類も対象に入れるべきである。</p> <p>・国際的にハザードが認められ、条約で規制対象となった化学物質(「モントリオール議定書」、「京都議定書」などの規制対象物質)は選定時の優先項目の1つとするべきである。</p> <p>・環境規制対象物質としての選定時の対象法が限定され、「オゾン層保護法」などの国内の環境規制が含まれていない。</p> <p>・内分泌攪乱物質の疑いがもたれる67物質については、原則として、たとえ生分解性があり、従来問題視されてきた毒性が弱い物質であっても、次世代への悪影響が特に懸念される物質群であるので、全て調査対象物質とした上でこれらの物質についての調査を最優先課題の1つと位置付けるべきである。</p> <p>・今回のパイロット事業では人間に対する発がん性、慢性毒性、生態毒性の観点で選択されたが、内分泌攪乱物質による生殖毒性も今後取り上げる必要がある。</p>	23	大学個人
		39	NGO個人
		32	個人
		33	個人
		38	N G O
		38	N G O
		22	NGO個人
		32	個人

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
個別物質	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、ダイオキシン問題と関連してさらに多くの塩素化炭化水素、内分泌攪乱物質があり、議論の決着を待つことなく早急に対象物質に組み入れるようにすべきである。 ・化審法の「第1種特定化学物質」や「指定化学物質」を対象にしないのか。しないならその理由を明記されたい。 ・家庭及び飲食店等から排出される洗浄剤（合成界面活性剤）は、それら自体の持つ界面活性作用により、水棲動植物や微生物（特に水棲動物）に重篤な悪影響を与えるほか、農薬などの他の有害物質の界面活性作用に基づく生体内取り込み作用によってそれらの毒性も高める働きをするので、調査対象化学物質のリスト外のこれら合成界面活性剤の排出の動向も監視していく必要がある。 <対象とすべき合成界面活性剤> <ul style="list-style-type: none"> 陰イオン系 (LAS, AS, AES, APES, AOS, アルカノイルサポニン、アルカノイル硫酸塩、アルカノイルリン酸塩等) 非イオン系 (POER, POEP, 脂肪酸アルカノールアミド等) 陽イオン系 (塩化アルキルトリメチルアンモニウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、塩化アルキルピリジニウム等) 両性イオン系 (アルキルホウ酸等) ・家庭用防虫剤では、エンプトリン、ナフレンも使用されており、安全性に疑いがもたれるが、対象化学物質リスト外なので、調査対象とすべきである。 ・家庭用殺虫剤に含まれる合成ピレスロイド系殺虫剤は、いずれも魚毒性が強く、その他の項目に関しても安全性が強く疑われるものなので、家庭用殺虫剤として流通しているピレスロイド系殺虫剤についても調査対象とすべきである。 <対象とすべき合成ピレスロイド系殺虫剤> <ul style="list-style-type: none"> アレスリン、レスメリン、フルスリン、エンプトリン、プロフルリン、シメルトリン、イプロロリン等 ・有害物質ではないが、水道にとって利水障害となる物質(3,5-ジメチルピラゾール)も対象とされたい。 ・問題物質の例としては以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・アジピン酸(113)：植物等にも含まれ自然界にも存在する化合物。古くから食品添加物として使用されている。米国ではP R T R物質に指定していない。 ・B H T (143)：食品添加物として使用されており、より安全と判断される代替品が少ない物質。 ・クロム化合物（6価以外）(25)のハザードランクがAとなっているが、金属クロム、3価クロムの発がん性はIARC 2B, ACGIH A4であり、Aランクとするのは不当である。 	21	大学個人
		25	N G O
		22	NGO個人
		22	NGO個人
		22	NGO個人
		17	団体
		19	企業個人
		36	企業個人
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を「毒性及び暴露の程度」と定める場合、狭隘な国土に強大な工業圏が存在する結果、地域的にはより深刻な環境汚染の発生が認められるという事情を強く考慮して、国際基準より厳しいレベルを採用することが適切である。 また、現に排出される化学物質を広くリスク管理の対象として選定できるよう、全国基準とは別に地域的に独自の基準をも追加的に選定できるようにされたい。 ・化学物質排出の削減対策を実施するに当たり、各物質の有害度ランクを5～10ランク程度に分類されたい。 現在の各毒性ランクとの関連表になるとわかりやすい。 ・P R T R（パイロット）事業により把握可能な範囲を明確にするため、P R T R対象物質について、前提条件として、生産、輸出入、出荷、在庫、主要な製品、製品中での使用割合などの基礎データを、関係者、業界等を通じて詳細に調査すべきである。 	21	大学個人
		05	企業個人
		24	N G O

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ベンゼン環を持つ有機化合物はほとんど該当することになるので、「多環芳香族炭化水素」に該当する物質を明確に表示すべきである。また、「及びその化合物」の表示も明確にされたい。民間企業は複数のCAS No.にまたがる物質群リストを更に勝手に増やして環境負荷物質扱いをし調査したりしている 液晶やスピネル構造等単なる混合物でないもののCAS No.とこれを分解した物質のCAS No.と区別して取り扱うべきである。 ヒドラジン(登録88)など、通常使用される形態は抱水ヒドラジンのように異なる場合も対象となるように留意されたい。 	30	企業個人
変 更	<ul style="list-style-type: none"> 対象物質の選定に際しては、環境ホルモン作用をもたらす物質なども視野に入れ、常に最新の情報をベースに柔軟に対応する必要がある。 科学的知見を制度にタイムリーに反映させるため、対象物質の加除については、数年後ごとの見直しをする制度とすべきである。 社会状況の変化や新たな科学的知見の蓄積に伴い、対象化学物質の追加が必要になることが当然予想されるので、対象物質の追加・削除が遅滞なく行われるような仕組みが不可欠である。 対象物質に関する知識の蓄積が政府・産業界に比べ市民は貧弱であることに配慮し、対象物質の選定に当たっては、市民の選定プロセスへの積極的な参加が実現できるような措置が必要である。 	24	NGO
裾 切 り	<ul style="list-style-type: none"> 現在、対象含有%が1%となっているが、各種の化学物質（環境ホルモン問題等）がナノ・ピコのレベルであり、1%以下のレベルの把握ができる体制整備が必要である。 環境ホルモン作用を引き起こす可能性がある物質等については、人体に取り込まれる量が微量であるほど、異常が発生しやすいという報告もあるので、含有率の裾切りについては、見直す必要がある。 環境中にppmやppbの濃度でも検出されると問題だと言われるものについては、報告対象取扱量の裾切りを低くすべきである。 パイロット事業では該当物質をすべて1%以上とされたが、有害性を考慮して汎用の有機溶剤は5%以上と段階的に含有率の裾切りを実施されたい。毒劇物、発がん性物質などの法規制物質はほとんど1%以上含有されているものとされているので、これらが1%以上を対象とするのは理解できるが、有機溶剤は、有機溶剤中毒予防規則で5%以上含有するものと規定されており、MSDS、イエローカードもこれに準じて実施されている。また、各企業の電算処理も法を遵守する立場で設計されており、法以上のことを即実施せよとなると、業界の混乱がさけられず事実上対応不可能である。さらに5%以下の製品による移動・排出量は、トータルから見れば極めて微量であり、無視して構わないと判断される。これまでの手法を活かすやり方で対処されたい。 	20	企業
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすくするため、IUPACで定められた化学物質名と例示としての通称、俗称、商品名などは別に整理して表示した方がよい。 環境規制対象物質で除くもの、急性毒性で作業環境の対象物質を列挙したり、環境規制対象物質等を一覧表にして明示すると有益である 	25	NGO
		25	NGO

【 2 . 対象事業所】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
一 般	<ul style="list-style-type: none"> 今回の調査では、検討委員の知見に基づいて業種選択が行われたが、必要な業種が抜け落ちている事例が散見されたので、業種については引き続き検討を行う必要がある。 	24	N G O
個別業種	<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場については、水系への排出は水質汚濁防止法等で規制されており、定期的に水質監視も行われており、年間を通しての流出などの研究結果も出ており、排出量を推計することは容易なので、点源として集計すべきである。 非点源排出源とされた対象のうち、ゴルフ場、大型公園、大規模畜産団地、水産養殖場などのように比較的容易に特定可能で、対象化学物質を大量に使用する事業所等についての情報は点源として扱うべきである。 危険物取扱所など消防法で定められている届出施設の他、有害化学物質関連法令等に該当する施設を有する事業所は、まず報告対象とするべき。 産業廃棄物処理場が山間地に設置されるケースがあるが、ここからは長期的に何らかの物質が排出される可能性が高く、それが山間地であればある程川的全流域とその地下水が汚染され、回復が不可能となるので、産業廃棄物処理場をP R T Rの対象とすべきである。 	32	個人
裾 切 り	<ul style="list-style-type: none"> 本番では全ての事業所を網羅しなければ、不公平感がでる、実態が不明、メッシュでのエミッションを作成できない、隣の工場からの排出やどこからともなく臭う物質の正体について住民が把握できない、中小企業の環境への取組が遅れるなどの問題点が生じる。 対象事業所を従業員規模で業種により100人又は30人で裾切りしているが、これでは大手製造業についてはカバーできて、廃棄物処理業者やゴルフ場など有害物質を取り扱う事業者の多くが抜けてしまうので、基本的に規模によらず全事業所を対象とし、中小企業については登録・報告の免除や軽減ではなく、報告について国が必要な支援をすることで配慮すべきである。 事務局の調査により、中小規模の工場・事業所からも業種によってはかなりの汚染物質が排出され、これらについても事業者から直接排出量を報告させる必要性が明らかになったので、事業所は従業員規模での足切りを行うことなく、全て対象とすることとし、明らかに環境汚染物質を扱っていないことが保証される業種のみを限定列挙の上で除外すること。 化学物質を扱う業者は多岐にわたるため、業種によって従業員数100人又は30人以上と裾切りするのではなく、幅広く対象とすべきである。 制度化に当たっては、特定地域でより綿密なパイロット調査を行い、その結果に基づき地域や沿道での環境に複合的にも、潜在的にもあまり影響を与えないと考えられる小規模な事業所と特定業種に限った報告の裾切りとすべきである。 環境リスクの適正な把握に必要な裾切り値を優先的に考慮すべきであり、従業員規模だけによる裾きりには反対である。経営資源に乏しい中小企業は例外ではなく、むしろ徹底支援が必要である。 事業所の裾切りが大きく、業種により従業員100人以上と30人以上になっていること（が問題である）。フロン関係では廃棄物処理業、自動車解体業、その他の化学物質でもクリーニングで30人以上のところは少ない。 廃棄物処理業、自動車解体業、クリーニング業等で30人以上のところは少ないはずであり、フロン類や他の化学物質数種の取り扱い業種がはずれてしまうので、業種別の従業員数の裾切りを下げられたい。 業種や規模による裾きりは、各地域ごとの産業構造や環境特性などを踏まえて検討し、慎重に行う必要がある。 	29	大学個人
		37	N G O
		41	N G O
		38	N G O
		25	N G O
		25	N G O
		27	企業個人
		33	個人
		24	N G O

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
裾 切 り	・リスク度が化学物質の有害性と使用量の積で決まることから考え、社会に理解してもらうためには、裾切りは、使用者事業規模（従業員数等）ではなく使用量規模でやるべきである。	20	企業
そ の 他	・規模の裾切りや業種の見直し指定は定期的に、例えば5年毎に行うべきであ。 ・今回パイロット事業に協力された事業者などの排出者の積極的姿勢を評価するべきであるが、参加してもらえなかった排出者について、業種や規模、地域などの観点からクロス分析して、その理由や対策の検討を進め、アンケート調査と併せて分析して公表されたい。 ・パイロット事業では対象事業所の裾切りを従業員規模で行っているが、環境汚染の防止という観点からは、小規模事業所での実態把握と管理強化がより重要となるので、点源データの収集には全体量の把握ができるような方法で実施されたい。	25 31 17	NGO NGO 団体

【3．報告内容】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
報告内容	・市民にとって重要な情報は、環境中に放出された化学物質量、リスクレベルとともに、事故が発生した場合の危険性を検討するための情報であり、対象物質の環境中への排出量だけではなく、保管量や保管場所についても併せて収集・公表されたい。 ・他国のP R T Rでは「保管量」も報告対象となっているので、加えられたい。 ・対象となる排出・移動の内容に「製品出荷分」や「製品（半製品）在庫分」を含めるべき。 ・パイロット事業では、各事業所における化学物質の取扱量や生産量のデータ収集は行われていないが、化学物質そのものの流通が把握できるような制度も必要である。 ・産業廃棄物の移動の範囲の考え方は、排出者から中間処理業者までの移動とし、中間処理業者から最終処理業者やリサイクルへ移動を含めないことにするのか。 ・非点源で廃棄物としての移動が示された電池と写真現像液については移動元だけの推計であり、移動先の推計まで含めないと移動量としての情報とならない。	24 25 25 17 10 25	NGO NGO NGO 団体 企業個人 NGO

【4．排出・移動量の算定】

(1) 点 源

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
推計マニュアル	・パイロット事業でとられた排出量・移動量の算出方法は、過大な費用・労力を強いないことから評価できる。 ・親切で、間違いやすい事項に関する説明や算出・記入上の注意事項が詳細に述べられているのは評価できる。 ・さらに簡易な把握方法や高精度に推計する手法を、新たな効率的情報収集方法を含め継続的に検討し、制度に反映させることが必要である。	42 25 25	業界 NGO NGO

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
推計マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> パイロット事業のデータから、「機会系製造業」では他の製造業に比べてもトルエン、キシレンの溶剤の排出量が特に多いことがわかるが、この分野の業種の実態を反映したものになっているか疑問である。これは、トルエン、キシレンの排出量が過剰に見込まれたものであり、推計方法における問題が大きいものと思われる。 日本の製造業の実態を踏まえた推計方法でないという意味のあるデータは得られないので、もう一度推計方法の徹底したつめが必要と思われる。 透明性を確保する視点から、業界毎の排出量推計マニュアルの整備充実と公平性の面からの相場値策定などの取組を推進すべきである。 各業界固有のものも多く、業界として推計マニュアルを策定しているが、これらは随時修正されていくことにより精度向上が図られるものであり、推計マニュアルを社会が認知していく仕組みが必要である。 	13	大学個人
		20	企業
		20	企業
精 度	<ul style="list-style-type: none"> 今後のパイロット事業の実施に際しては、一部の事業者の排出状況や、移動発生源（自動車）の排出総量の推計データが過大評価されることがないように、化学物質の環境への排出状況の情報収集と調査研究を進め、排出・移動の状況が公平に評価されるようにすべきである。 産業界全体でのインプットとアウトプットのバランスを正確に検証する仕掛けを最優先で検討すべきである。各業界に共通する検証の仕組みは難しいので、業界毎に相場値（原単位等）を独自に作成して検証することが必要である。 排出・移動量の精度を向上させるためには、熟成（時間）が必要であり、早計な精度アップを求めるべきではない。 データの精度はそれほど高くないものと考えられるが、地域として排出量・移動量を把握するためには、これ以上、時間、費用を要して精度を高めるよりも、これらデータを活用する方が適当と言える。 	26	業界
		20	企業
		20	企業
		42	業界

(2) 非点源

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
かごり	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模業種に抜け落ちがないかどうか十分な検討を行う必要がある。 「農薬散布」との区分項目は、植物病理又は農産業等、化合物を消化した作業ではなく、目的を記すべきである。市民、NGO他の方にも受け入れてもらえる項目表示に変更されたい。 全国で空港整備が進められているところでもあり、航空機の大気中やタキシング中の排ガスに含まれる化学物質について把握する必要がある。 家庭園芸用の殺虫、殺菌、除草剤その他の農林水産省登録農薬に関しては、調査対象化学物質リストに含まれている物質であっても、推計が行われていないので、推計を行うべきである。 今後、耐久性製品中に含まれる有害化学物質の検討もされたい。 今回推計を行わなかった点源調査対象業種の対象規模未滿の事業所や家庭用殺虫剤、自治体焼却場等もシェアが極小とは言えないので、全体の排出量・移動量を高精度で把握するために、排出量・移動量の把握を行うべきである。 基本的には問題ないが、事例研究による新製品の普及状況を考え、数年（5～10年）毎の見直しが必要である。 	24	NGO
		01	企業個人
		24	NGO
		22	NGO個人
		25	NGO
42	業界		
25	NGO		

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
推計対象物質	<ul style="list-style-type: none"> ジクロルボス(112)は対象物質リストに掲載されているが、家庭及び中小事業者の殺虫剤使用に伴って排出されるジクロルボスについては推計値がない。しかしジクロルボスは家庭用及び中小事業者でも揮発プレート製剤及び加熱蒸散製剤の形で大量に使用・消費されているのが現状であり、これらが自然環境に与えるリスクは大きいと考えられるので、これらの用途で使用されているものについても調査すべきである。その他ゴキブリ駆除用に使われるフェニトロチオン(59)や不快害虫駆除用に使われるカルバリル(127)についても同様である。 	22	NGO個人
推計方法	<ul style="list-style-type: none"> 非点源情報の推計は、収集情報と推計方法を大幅に強化しないと今後も精度の大幅改善は見込めないので、統計からの推計のみに頼ることは見直すべきである。 農地、造園、森林、ゴルフ場、公園の農薬は、農家やその他の管理者からデータを提供してもらうべきである。農薬中の成分が明確にされていないなければならない。 非点源に対しては、消費者からも積極的に報告を求める方法・条件・体制を確立し整備するといった一層進んだ方針を確立する必要がある。その初期的な方法としてはすでに多様な分野で実施され、有効性が確認されているモニター方式があり、その具体化に必要な準備作業の1つとして、現在の簡単な商品品質表示の水準を商品安全データシートの水準まで向上させることがある。この作業は、自治体の環境行政の中で実施することができ、消費者はこの措置によって、情報の蓄積、P R T R活動に参加する条件確保、環境リスク軽減への十分なる寄与が果たせるものと期待される。 中小企業の環境への取組が遅れるので中小事業所からもデータを集めるべきである。 微量物質の測定方法については、個々の物質について未だ確立されておらず、信頼性の低いデータを含んでいる可能性が高いので、微量物質の測定精度の向上が必要である。(特に自動車から排出される微量物質の測定には、膨大な設備が必要な上、測定方法も確立していません。測定精度の向上が必要である。) 自動車からの排出総量の推計については、今回のパイロット事業のような簡易的な推計方法では、その推計精度は極めて低いと言わざるをえないので、今後のパイロット事業の実施に際しては、交通実態の調査研究を進め、排出総量推計手法の精度を向上させる必要がある。 移動発生源については、交通量調査を行い、その地域の平均の発生量の推計を行う。 家庭からの排出については、おそらく発生量が少なく、最も推定が困難だと思われるので、当面は全国の消費量から推定する他はないが、販売量や成分量(MSDS)を明確にするよう企業を促すべきである。 推計の精度をあげるには、より細かなセグメントでの使用(消費)状況を把握できる体制作りが必要である。コンピュータの普及、POSシステムとの連動などによって精度を向上させるなどの検討が必要である。 工程内での温度影響等による化学変化量は加味されているが、自然現象による変化(大気、河川へ排出された時点での変化)量や自然界からの排出量も加味した制度にしていくことを検討されたい。 元々自然界に存在する物質もバックグラウンド濃度等より環境媒体毎に推計し、全体の排出量に位置付けるべきである。 従業員規模の裾切り以下の対象外となった事業所での化学物質取り扱い及び排出量把握等について、どのような手法を検討し導入するかについての議論が必要である。 	25	NGO
		29	大学個人
		21	大学個人
		29	大学個人
		26	業界
		26	業界
		29	大学個人
		29	大学個人
		25	NGO
		20	企業
		42	業界
		24	NGO

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
推計方法	・点源異常値ではない廃棄物管理対策リスク係数を、非点源移動リスクに関連して新しい環境移動汚染化学物質の非点源測定方法を考慮し内容を追加されたい。	15	個人
そ の 他	・非点源、移動発生源の排出・移動量を推計して、点源、非点源、移動発生源の全体における位置を把握しているのは評価できる。 ・「非点源」という名称が直感的に分からないので、より理解しやすい名称を検討されたい。 ・スミチオン等園芸用の農薬が安易に使用・配布され、安全だと錯覚している住民が多いので、これらの危険性についても明確にするべきである。 ・非点源排出量の推定がほとんどなされていないことは、日本全体のシステムの問題である。	42 25 29 29	業界 N G O 大学個人 大学個人

【 5 . 事業者負担】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
事業者負担	・また、製品中の当該物質の含有量や含まないことの証明書の要求、有害性の問い合わせなど、これだけ種類が多いと企業の担当者の負担増は大変なものだった。	19	企業個人

【 6 . 支援方策】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
成分表示	・素材メーカーのノウハウ上の問題もあるが、使用者からの成分情報の要求があれば、提出してもらえる社会的なルール作り（制度化）を早急に進めるべきである。	20	企業
	・また、入手成分の表示の中で % ~ % の表示も多く、マニュアル上高い方の%を使うことになっているため、実態より多い算出排出量になり正確さに欠けるので、特定の数値情報が入手できるように早急に整備すべきである。		
	・現在 1 % 含有が基本になっているが、環境ホルモン様の化学物質も問題になっており、1 % 以下も成分情報が把握できる社会的な制度化も早急に進めるべきである。		
	・パイロット事業等に参加した経験から、副資材等に含まれる化学物質成分データの入手が最も困難な問題と認識しており、P R T R 実施の際には、事業者に対する化学物質の成分データの情報提供システムの構築についてもセットで検討すべきである。	26	業界
	・素材メーカーからの成分情報提供において、集計事務作業の効率化の面から、素材製品の成分ラベルをバーコード等で表示してそのままパソコンで読みとれるような検討を進められたい。	20	企業
・供給者に対し弱い立場の消費者、中小事業者等も確実に情報が入手できるように、化学物質の供給者に対し、成分情報、有害性などの必要な情報（MSDS）の一般公開ないし表示の義務化をされたい。	25	N G O	
・含有商品名と化学物質名の対比情報の整備とインターネットなどを利用した利便性の高い情報提供をすべき。	25	N G O	

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
成分表示	・今までとはオーダーの異なる化学物質削減を目指そうとするのだから、その技術や補助等に関し、国を挙げて臨む必要がある。	02	企業個人
技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ・情報把握ノウハウの提供（標準的なパーソナルコンピュータと携帯端末を活用した排出量推計システムの開発・提供等）、管理・削減技術の支援、記入マニュアルに沿った報告書作成の指導（環境カウンセラー等による実地指導、報告書作成ソフトの開発・提供等）がある。 ・各企業からの情報公開してもよい化学物質のリサイクル技術、無害化技術等を公表し利用できるデータベースシステムの構築を強く要望する。あるいは、化学メーカーの協力で、リサイクル、無害化センターの建設を要望する。 	25	NGO
		05	企業個人

【 7 . 集 計 】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
集 計	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には報告者の管理責任の管理責任によるが、異常値チェックシステムとして以下の事項が考えられる。 （例：前回データの比較、第3者によるチェック、購入量、使用量データとの比較、行政当局への直近で類似事業所からの届出数値との比較、同種同規模の事業所との比較） ・非点源情報の集計が大括りで身近な環境リスクを他の情報と併せて評価できないので、詳細な情報を収集・提供すべき。 ・集計したデータは利用してこそ意味があるが、精度がわからないデータでは意味がなく、それらが独り歩きしたらさらに大変であるので企業の自己申告を第3者が検証する等、集計データの精度を数値化し、かつ精度を上げられたい。 本制度の究極の目的は地域住民の暴露程度を知ることであり、このためにも曖昧な数値の羅列は害である。 ・集計情報は読み手のニーズに依存するから、求めに応じて加工・提供すべき。 （ニーズの例：企業：他社の使用や排出情報 行政当局：環境負荷の大きな地域とその汚染源 地域市民（団体）：生活環境に悪影響を与えている汚染源と環境リスク 広域市民団体：環境リスクレベルとその原因） ・パイロット事業だけでも集計分析に莫大なマンパワーがかかったものと思われ、全国でもれなくやるには天文学的労力（金）がかかると考えられるので、全国規模で実施する際は、集計をいかに安くやるかがポイントと考える。例えば、大学・高校の学生を使って集計させれば、モラルの向上と一挙両得になる。 	25	NGO
		25	NGO
		14	企業個人
		25	NGO
		04	企業個人

【 8 . 情報提供】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の公表は報告書だけではなくホームページにより電子データを提供しているが、NGOや市民が今後のデータ活用の方法を積極的に検討するためには、電子データは不可欠であり、高く評価する。また、対象物質の選定理由や排出量データの理解のためには重要な、対象化学物質データシートによる毒性や物性のデータの詳細提供は、これまでにまとまった情報として提供されたことはあまり例がなく、極めて有意義だと考え、評価する。今後も引き続き提供されることを希望する。 ・ OECD勧告付属書に示されているP R T Rシステムの構築に関する原則に照らして、今回のパイロット事業の過不足をはっきりと明記すべきである。 ・ OECD勧告付属書に示されているP R T Rシステムの構築に関する原則に準拠していない。 ・ 検証事項全てにわたって必ずしも記述されていない。 ・ 本事業は環境庁のみが推進するものではなく、国として取り組むものであり、推計するために必要なデータ及びそのデータが得られなかった理由や背景などを明記する必要がある。 ・ 化学物質の中でも、特に有害な物質について情報の共有化を図るための制度がP R T Rであるとすれば、まず、今日の化学物質をとりまく現状と課題、制度を必要とする背景をについて、よりわかりやすく整理し解説する必要がある。 ・ 今回のパイロット事業のような制度の内容、データの精度ではあまり役に立つとは思えない。既存の関連諸制度や関連データとどのように組み合わせ分析・検討すればこうしたことが可能なのか示す必要がある。 ・ この制度でカバーされない情報ニーズがどのようにフォローされるのか既存の法制度やデータベースとどのようにリンクするのか明記されない限り有効なものとはなり得ない。 ・ パイロット事業の対象地域として、愛知県西三河地域と神奈川県内の2地域が選ばれた理由が明記されていない。 ・ 本格制度に移行すれば可能となる集計の例が示されているが、そのために必要な条件が十分に説明されていない。 ・ 個別対象物質データシートで、作業環境許容濃度（日本産業衛生学会）、変異原性（労働省通達）の項目で記載漏れがある。 ・ 対象化学物質のデータシートには、情報の欠落や不整合が散見されるので、査読が必要である。 	31 24 25 25 24 24 24 24 24 24 24 06 25	NGO NGO NGO NGO NGO NGO NGO NGO NGO NGO NGO 企業個人 NGO
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイロット事業への関心の低さを見れば明らかなように、市民の化学物質の情報ニーズに対して、よりの確にしかも整理された形で応えなければ環境政策への参加・協力はもとより、自分自身を守るうえでも役立つものとはならない。 ・ 情報のコストパフォーマンスの問題について、実際効果の乏しい情報処理がエスカレートしていき、税金の無駄使いにならないよう配慮されたい。 ・ 情報公開を工夫することによって、いくつかのインセンティブを提供することができる。 (例：厳格な判断基準で企業秘密を保証、取扱量（購入量）当たりの単位排出量情報とOECD加盟国の同業種の単位排出量との比率情報とを比較の形で公表、単位排出量の削減推移の公表、関係省庁から市民団体・地域住民に潜在的環境負荷の低減努力に理解を求める、公的研究機関・準公的機関などの排出量削減に関する技術的支援や情報提供) ・ 情報の正しい理解を助ける付随的情報や比較情報としては以下の事項がある。 (物性情報、過去の情報、類似事業所の情報、地理的な分布情報、他地域・全国平均・欧米などの情報、ブランク情報、環境基準、事業所・担当行政機関の連絡先情報、相談窓口等) 	24 12 25 25	NGO 個人 NGO NGO

事 項	意 見 の 概 要	備 考
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全な取扱や使用（消費）に関する注意事項、廃棄に当たっての注意事項と遵守すべき関連法規、暴露した場合や暴露の危険性が迫った際の行動基準など」を盛り込んだデータを排出・移動データとリンクして簡単に入手でき、読めるようにされたい。 	25 N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 I S O 1 4 0 0 0 シリーズの中で検討されている L C I A のな仕組みを整備し、リスクと量を正確に公表する仕組みの早期整備を図るべきである。 	20 企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R データの公表に際しては、リスクの内容ではなく、排出量のみ注目され、無用な不安を招くおそれがあるので、環境リスク評価等のその量の持つ意味づけも付加する等リスク評価に係わる適切な情報の普及が必要である。 	42 業界
	<ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R データの公表に際しては、リスクの内容ではなく、排出量のみ注目され、無用な不安を招くおそれがあるので、環境リスク評価等のその量の持つ意味づけも付加する等リスク評価に係わる適切な情報の普及が必要である。 なお、リスク評価等の科学的説明ができない物質については、その旨を国民に明示する必要がある。 ・化学物質のリスク評価に関わる適切な情報の普及なしに、多くの物質の排出状況を公表するようなケースでは、リスクに関係なく、排出量のみに関心が集まるおそれがあり、特に排出量の多いものから順に公表する場合にはその傾向が強く、かえって、排出抑制のための事業者の自主的努力を阻害するおそれがあるので、情報の受け手である国民に対する P R T R の意義や化学物質のリスク評価についての情報提供も重要である。 	26 業界
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量優先の表示方法は、A B C D ランクに関係なく排出量が多くて危険だという解釈につながり混乱を招く危険性が大きいので、ランク別優先の集計表示とするべきである。ランク分けしたのはランク別に量の重みが違うからである、正確に表現すべきである。 	20 企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードランクの高い物質がどのような媒体に、自分の居住空間との関係でどこから出ているかを知っていなければリスク管理に結びつかないので、可能なものから濃度レベルでの推計も行うことが望まれる。 	24 N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R は化学物質によるリスクを推定するために基本的なデータを提供するものであるが、企業や一般市民などが化学物質の知識を共有するためにも重要であり、一般市民に商品や排出物の有害性のデータを提供する必要がある。 	29 大学個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象物質に含まれている環境ホルモン物質を明確に表示する必要がある。 	05 企業個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境全体に与える影響を重視し、オゾン層破壊物質であるという情報も提供されるよう配慮すべきである。 	39 N G O 個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境に対するリスク情報が含まれていないが、オゾン層破壊物質であることも情報として必要である。 	38 N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・物質の分解後の情報が含まれていないため、「分解 = 無害」の印象を与えかねないが、分解後に変化した物質に大きな環境リスクを持つ場合も多いので、分解後に変化した物質の情報が必要である。 	39 N G O 個人
	<ul style="list-style-type: none"> ・物質の分解後の情報が含まれていないため、「分解 = 無害」の印象を与えかねないので、分解後に発生する物質のリスクを考慮に入れるべきである。 	38 N G O
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の移動先についても、排出側の地域の責任の明確化、減量化対策に向けてのインセンティブという観点から、地名を明らかにする必要がある。 	24 N G O
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が P R T R に関心を持ち、公表されるデータの意味を理解するためには、市民が暮らす地域との関連が明確なデータが必要であるが、今回のパイロット事業で川崎市の三分割はより細やかになって大変評価できるものの、湘南地域や西三河地域では範囲が広すぎて、市民が自身との関わりがわかりづらくなっているため、市町村単位で環境基本計画が策定されていることを考えると、パイロット事業においても、市町村単位を基本にして可能な限り分割した集計データの公表を要望する。 	31 N G O	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にとって身近な情報になるよう、地図上に分布を示すなどのわかりやすい即地情報としての加工が不可欠である。個々の事業所ごとの排出量が今の段階で特定できない場合でも可能な限りメッシュや行政区境ごとの集計や表示が必要である。 	24 N G O	

事項	意見の概要	備考	
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1～5キロメッシュのようなさらに細かな排出分布あるいは分散状況が示されると、個人レベルでの居住環境のリスクをある程度推測できるので、最終報告ではさらに細かな地図情報を掲載されたい。 ・公開後、データの独り歩きと情報の受け手による勝手な解釈や的外れな批判を避けるため、排出者による補足的情報の添付ないし追加を可能とすべきである。なお、情報の信頼性を高めるため、第三者機関による評価が求められる。 (例：使用の社会的意義(用途と社会ニーズ、代替物質や技術の困難性等)、有害性と取扱上、廃棄上の留意事項、緊急事態対応、取扱注意情報) 	25	NGO
		25	NGO
		25	NGO
提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のパイロット事業では地域も限られており、協力企業との関係もあるので、集計されたデータについては閲覧できなかったが、日本の制度としてPRTTRを定着させるのであれば、どのように市民が情報とアクセスできるのかも早急に研究する必要がある。 ・情報提供に当たって、以下の配慮をされたい。 (インターネットの活用、行政施設での閲覧、複写、電子転送、アドバイザーの用意、平易な解説書などの提供。) ・サービスにはコストがかかるので、生(原)データと標準データ以外については、実費程度の有料化はやむを得ない。 	32	個人
		25	NGO
		25	NGO

【9．全国展開(技術的事項以外)】

事項	意見の概要	備考	
制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTTRは運用で行わず、法律を制定すること。その際、環境保全を目的とした新法とし、短期的な経済成長との調和条項などは加えないこと。 ・PRTTRは何らかの法的規制が必要と考えており、排出者間の公平性の担保、自主的な協力によるデータ収集の限界性などの論点について、しっかりとした分析と情報開示が必要である。 ・PRTTR法が早期に実施され、水系ごとの河川への物質排出量や有害物質の保管状況等の情報が得られれば、水道事業者の水源水管理に非常に役立つので、1日も早い実施を強く望む。 ・調査結果をもとに発がん性物質や環境ホルモンがいかに多く移動しているか、排出されているかをメディアを使って公表することにより一気に法令化が進むと思う。ただし、制度化に当たっては、コストについて十分考慮されたい。 ・今回のパイロット事業で、自主的な協力を任せておいたのでは半分程度しか情報が集まらないということがより明確になったので、法制化(強制的な仕組み、報告義務、罰則付き)が必要である。 ・PRTTR制度を日本で導入する目的について、時間をかけた議論が行われていないため、単なる制度作りのための情報整理という感が否めない。現状では、国の省庁はもとより、都道府県や基礎自治体のニーズですらはっきりしていないので、各主体ごとに化学物質の排出・移動データ公表制度に対するニーズを整理した上で、時間をかけた議論を行う必要がある。 ・PRTTRの充実のため、政府、事業者、国民が協力し、国民が正しい判断を出来るように十分な時間をかけて準備を進めて行くべきと考える。 	41	NGO
		31	NGO
		17	団体
		04	企業個人
		25	NGO
		24	NGO
		26	業界

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の制度の導入について、国民性から外国と同じ様なクールで割り切った国民の理解が得られるか疑問である。公開企業いじめに終始し、本来のP R T Rの目的に到達しない危惧がある。 ・パイロット事業は目的や内容がかなり限定的であるから、制度化への橋渡し事業として考えるには不十分であるので、今回のパイロット事業経験を既成事実として、これを基本に制度化することには反対である。 	02	企業個人
		25	N G O
あ り 方	<ul style="list-style-type: none"> ・排出・移動量等の基礎情報の収集方法が事業者の良心に基づく自主的な報告に依存していると、十分信頼できる精度の高いデータが得られにくいいため、P R T R制度を実効あるものにするためには、報告の義務付けが必要である。 ・事業者には国への報告義務を定めること。 ・必要なら法的措置を施してでも回答を義務付けるべきである。 ・パイロット事業では、対象事業者が自主的に回答する形で情報の収集を行ったが、この方法では収集情報の高いカバー率や質の確保が難しいので、収集情報本格制度の導入に当たっては、情報の量、質を担保する枠組みが必要である。 ・P R T Rの法制化に当たっては、工場・事業所ごとのデータ公表を義務付け、企業の自主的な排出抑制を強く促すような法体系にされたい。 ・また、比較的問題が少ない情報が明らかにされる一方、肝心な問題が隠される懸念があるので、未登録で起こった事故に対して法的制裁を上乗せするなどの補完的な法規制を行い、正直者が馬鹿をみないような配慮をすべきである。 ・報告義務付けに頼りすぎると担保するための行政の工数確保（増大）を招き、裾切りの底上げをせざるを得ず、公平性に問題を残すので社会システムとして産官民で納得できるP R T Rの仕組みを早急に構築すべきである。 ・P R T R制度は、現在の大量生産、大量廃棄、有害物質の野放し生産の抜本的改革の第一歩として、将来規制に移行するにしても、現段階で即時できるだけ広く化学物質等の使用状況を公開し、リスクの把握や、使用の削減、より危険性の小さい物質の転換を促す制度として立ち上げるべきであり、事業者の保護育成や産業政策のついでになされるような制度ではなく、環境保全を目的とする制度であるべきである。 ・仮に情報が透明になっても、今後も増え続ける化学物質に対しては、すべて自然に放出させない、生態系に安易に触れさせないところまで徹底しなければ対処ができないので、把握することすら困難な化学物質を始めにしっかり押さえる制度にされたい。 ・将来的に各環境汚染物質の排出量の低減目標（地域トータルとして**以内等）は出すのか。 ・アメリカのスーパーファンド法のように、事業活動にともなって事業所周辺や事業所敷地内に環境汚染が発見された場合にとる法的措置について併せて検討しておく必要がある。 ・パイロット事業のプロセスに際して市民参加が行われなかったため、環境に関心のある公正な市民であれば誰でも感じる疑問に答えられない事業になったため、決定プロセスに市民・N G Oが加わるよう要請するとともに、決定プロセスについて市民参加の決定機関を設け、また市民意見の募集やヒアリングなどを予め規定すること。 ・環境問題や排出削減に成果をあげた企業を表彰する制度（優良事業者表彰制度）を設けたらどうか。 ・現に多数の工業会が自主的なP R T R活動を実施している中で、既に消費者の使用状況把握を試みかつ製品の環境リスク低減に成果を挙げているので、その種の活動を評価し促進する行政措置が重要である。 	17	団体
		41	N G O
		40	個人
		24	N G O
		17	団体
		12	個人
		20	企業
		37	N G O
		28	NGO個人
		05	企業個人
24	N G O		
41	N G O		
07	個人		
21	大学個人		

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
あり方	<ul style="list-style-type: none"> 国家行政当局は、総合的で効率的・効果的な政策の提案と遂行、新規改訂などにおける省庁間や審議会の合意形成過程の議論内容を市民団体が参照できるようにする。 国家行政当局は、資源集中の利点を活かして、以下の共通事項について支援をされたい。 (化学物質データベースの充実、非点源の調査・推計方法の確立と全国規模でのマスバランス推計、環境影響評価方法の開発等) 今後の全国展開の進め方については、市民の官に対する親近感からすれば、環境庁 - 市町村直結ラインだが、先端自治体の数が、3,300もある現状ではまだ無理だろうから、パイロット事業同様、環境庁 - 都道府県・政令都市ベースで実務を進行すべきである。 	25	N G O
		25	N G O
		40	個人
他の仕組みとの連携	<ul style="list-style-type: none"> P R T Rの制度化の段階で、マニフェストの実効性が良くなるので、産廃マニフェスト制度と絡めてみたらどうか。 また、P R T Rに対する企業のインセンティブも働くと考えられるので、I S O 1 4 0 0 1の環境影響評価手法をP R T R制度に取り入れることにより、I S O 1 4 0 0 1の認証取得を目指している企業を間接的に支援できるようにされたい。 報告データができるだけ正確なものとなるよう、日常的な環境管理の徹底との連動を図る必要がある。 I S O 1 4 0 0 1を取得している事業所においても汚染物質による地下水汚染や土壌汚染が報告されていることから、それらとの連携や責任の明確化などを図る必要がある。 本来、消費者の使用に委ねられる化学商品の生産者には、消費者の使用・廃棄状態を管理する責任の一端を担う義務があり、その実態把握にP R T Rの中の主要課題という位置を与えて当然であるが、今回の計画の中にはL C Aの考え方が組み込まれておらず、使用段階におけるリスク管理(環境規制)の不十分さを示している。 	07	個人
		24	N G O
		21	大学個人
個別データの公表	<ul style="list-style-type: none"> P R T Rで提供する化学物質の排出や移動の「量」についてのデータは、リスクコミュニケーションに必要である。 P R T R実績を個別企業単位で行うか否かはこれにかかってくるので、限界とは言わずに、是非行うことを検討されたい。 今回はボランティアな調査ということで個別事業場ごとの結果を出していないが、P R T R制度の根幹は、個別事業場における排出データの公開と、それに付随して事業者自身が汚染物に排出量を削減しようとする努力にあり、個別データの公表がないところに自主的な削減努力が生まれるか疑問である。 全国規模の環境管理と併せて地域環境管理を重視することは現実的に極めて重要な課題であり、そのためには、当該地域内に所在する事業所からの排出実態の把握は不可欠な前提条件であり、排出量の公表は事業所単位を基本とすべきである。 企業個別の情報は非公開であること(が問題である)。 未然に事を防ぐには、全ての化学物質(人工)を情報公開するものと、始めに法にはっきり書く必要がある。 本来は、個別事業所毎のデータが公表されることが最も望ましいが、それは今後の検討の中で実現できるよう求めていく。 実効性をもたせるために、個別企業の情報を公開するべきである。 P R T Rの正式導入に当たっては、個別情報であっても原則的には公開とすべきである。これはP R T Rの本質に関わることであり、決して譲ることの出来ない要件である。 市民への情報提供はP R T Rの重要な目的であり、事業者毎の生データを公表する必要がある。 大幅に加工されたデータのみでは本来必要な化学物質の排出の低減に結びつかないので、加工データと同時に事業者毎の生データを公表する必要がある。 	07	個人
		13	大学個人
		21	大学個人
		27	企業個人
		28	NGO個人
		31	N G O
		33	個人
		34	N G O
		38	N G O
		39	NGO個人

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
個別データの公表	<ul style="list-style-type: none"> ・業界の一部には、排出状況を公開すると混乱を招くなどの口実で公開に反対しているところもあるが、企業毎の情報を拒む理由はないし、たとえあっても人の健康被害や環境破壊の未然防止に優先するような情報秘匿の理由は考えられないし、公開制度の確立を通じて各企業が有害化学物質を徐々に使用せずにより安全な物質へ転換を図るものと期待しているので、企業毎、事業所毎に排出状況の国への報告を義務付けるとともに、その結果を全て公開する制度とすべきである。 ・「アジェンダ21」第19章がP R T Rの論拠になったのであれば、P R T Rは本来情報公開を前提ににして行われるべき筋合いのもので、「個別データは公表しない」前提で調査したのは問題であり、制度化においては、あくまで個別情報公開が原則である。 ・せっかく広範な汚染の事実が判明したのに、工場毎の排出量が公表されなかったため、行政対応（将来の規制など）はともかく、汚染を企業が自主的に抑える努力につながらないので、国は事業者毎のデータを含めて公表すること。 ・個別情報の公開は、今後はP R T R制度にとって不可欠な部分となっていくので、情報公開制度とは切り離して、通常の情報公開制度以上のものを考える必要がある。 ・P R T Rは個別情報の開示が鍵だと思うが、「トップランナー」方式で公開の競争をした方が実際的である。法で義務づけられたから渋々提出するというのでは、21世紀の企業として生き残れないと思うので、積極的な情報開示が企業のイメージアップになるように世論作りをしていこう。 ・公共事業体の報告事業場の報告内容のうち、法的に機密上の保護がされていない部分については、報告内容を公開し、制度化に当たっての合意形成のベースとする。 ・セミナーを聞いて、パイロット事業のデータは、データの信頼性、リスク評価が不十分などのことから、未だ公開するに及ばないように感じた。既に新聞紙上ではデータが公開され、数値の意味の説明もないまま、データのみが強調されたような記事になっており、国民の誤解が先行するような気がする。 ・精度の低いデータにより個別事業所データ公表を行っても、利点がないばかりか、社会をミスリードし、無用な不安を招くものと思われるので、今回のパイロット事業において地域としての排出量・移動量を公表するにとどめていることは評価できるし、今後ともそのような公表を続けて行くべきである。 	37 40 41 25 09 25 02 42	N G O 個人 N G O N G O NGO個人 N G O 企業個人 業界
企業秘密	<ul style="list-style-type: none"> ・企業秘密を理由に事業者が情報提供を拒否したいときは、举证責任を事業所に付した上で例外的に認める制度にすべきである。 ・企業秘密の判断基準は、専門の技術審議会を設けて定期的に審議し、逐次標準規定化し、該当するか否かは利害のない第三者専門家に判断させ、その内容も定期的に見直すべき。 	40 25	個人 N G O
検討過程	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の立場からもその作業の進行に寄与しうる積極的な提案をしていかねばならない。 ・2年度にわたって進められてきたP R T Rパイロット事業の検討過程における一般への情報公開は、議事録の公開もなされず、極めて不十分であった。特に関係省庁との調整がほとんど行われなかった点も課題である。また、自治体レベルの関心も低く、情報も把握していないため、市民・事業者への広報や問い合わせの対応も不十分となったものと思われる。なお、各種検討委員会の委員の選考についても各委員の当該分野での実績や専門分野、期待する担当分野などを明らかにし、より透明性を高める必要がある。 ・システム構築過程（制度化プロセス）があまり透明でなかったため、今後の合意形成をスムーズに運ぶために、検討会等における検討経過や資料等も開示されたい。 	21 24 25	大学個人 N G O N G O

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
検討過程	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を求めていることを評価するとともに、今後の制度作りに十分活かし、国民参加の意志決定がなされることを求める。 ・OECD主催のPRTTRに関する国際会議を契機に我が国におけるPRTTR制度の必要性、目的、役割、機能などについて、改めて国民的な議論を盛り上げる必要がある。その際、この間の経過の課題等についても示し、日本における政策作りや制度作りの過程で市民参加が不足している実態などを踏まえた議論が必要である。 ・化学物質については、通産省や労働省、厚生省などがそれぞれが所管する業務の必要上、関連する情報を蓄積し、制度を既に構築していることもあり、パイロット事業に入る前あるいは並行して、政府としての横断的な法制度化、データの整備に関する調整が行われることが必要であった。 ・業界が独自に進めているRCや経団連のPRTTRなどとの連携のやり方によっては、かえって事業者にとっても二度手間になる可能性があり、役割分担が課題になることが危惧される。 	37 24	NGO NGO
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量が公表されていくと各種の問題が出てくることも予想されるので、問題解決を排出側と利害関係者（市民やNGO）との間で中立的に判定する機関設置の検討も必要である。 ・地域環境管理に市民が積極的に参加できるようにするためには、地域環境に関する情報（地域環境測定など）が事前に十分収集され、整理されていなければならず、また、市民からの情報公開要請に対して、いろいろ制約条件を付けないよう改めて規定することが重要である。 ・なお、リスク評価については、健康影響とともに、地球温暖化やオゾン層破壊、廃棄物処理等評価軸の異なる環境影響も視野に入れた総合評価手法を充実させることにより、事業者による排出抑制のための自主的努力の一助とすることが必要である。 ・リスクコミュニケーションの適切な確保が必要である。 ・情報の解説ができるNGOの育成を図るべき。 ・法律と条例で対象物質や報告要領が違つとか、報告先が二重等の事務的作業の煩雑さを招くことは避けるべきである。また、担当窓口の一本化による総合的な管理体制にされたい。 ・今回のPRTTRが限られた地域を対象にした試みであったにもかかわらず、全国的な環境汚染の著しさが容易に推定できる結果が得られたので、今後の全国規模のPRTTR活動の結果を踏まえて化学物質汚染に関連する現行規制法の早急な再検討が必要である。そのために ・PRTTRに自動車を含めることの困難さは各国とも同様と思われるので、PRTTR導入国の実情調査を行う必要がある。 ・エンドクリン問題のように毒性が不明な化学物質が相当ある聞いており、また、化学物質を取り締まる法も様々な官庁から様々な視点（目的）で出されているので、化学物質の有害性調査については、民間（例えば製薬会社が行った物質）も含め、連携した調査（化審法の事前審査制度とは別に、既存の物質の全てに対し、新たな視点から審査をしていく仕組み）が行われないのか。 ・PRTTR対象物質は、リスクレベル、管理基準値等が不明確な物質であり、今後これらの物質についてのリスク評価、暴露評価等の科学的解明が必要である。 ・排出量と有害度の積算値で削減優先度を決める方法がよい。 ・制度化について、あらかじめビジョンや方向性が示されないと有効な議論がしにくいことは否めず、環境庁としてのスタンスを明確にする必要がある。 	20 21 26 42 20 21 26 07 42 05 24	企業 大学個人 業界 業界 企業 大学個人 業界 個人 業界 企業個人 NGO

【10. その他】

事 項	意 見 の 概 要	備 考	
<p>パイロット事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで断片的にしか把握規制されていない環境汚染物質に対し、このように全体的な環境汚染物質の排出量を把握するという試みはすばらしいことと思う。 ・我が国のP R T Rへの取組は、多くのO E C D国の中では遅れを取ったものの、この度パイロット事業を実施し、P R T R制度導入に向けて着実に前進していることは評価したい。 ・P R T Rパイロット事業をこのたび神奈川県、愛知県で行われたことに敬意を表する。 ・パイロット事業のプロセス全体について特に良かった点としては、排出・移動情報推計把握方法の提示、詳細なマニュアルの作成、精力的な説明会の開催、既存の情報活用をベースとした非点源排出量の推計（特に「農薬」排出量の推計と公表）、報告率など事業者の自主的な協力のメリット・デメリットを論ずる材料の提供が挙げられる。 ・有効回答率28%は国勢選挙並以下の低率で税金の無駄使いではなかったか。まず、使用等の有無をF A Xで簡単に確認し、その上で約半分の対象事業所だけに膨大なアンケート調査を依頼するという方法の方が2度手間になるが、合理的である。 ・パイロット事業の評価及び検討に際しては、すべての利害関係者による開かれた議論が不可欠である。そのためにインターネットの活用基礎自治体の協力を仰ぐなどして適切な情報提供を行っていくことが必要である。 ・パイロット事業は、個別情報を公開しないので、情報提供方法の妥当性について十分検討できない。 ・個別事業所の情報公開のメリット・デメリットをより具体的に検証するため、個別事業所の情報を公表している事例とパイロット事業との比較検証の考察結果を最終報告書に掲載されたい。 	<p>05 34 37 25 40 24 25 25</p>	<p>企業個人 N G O N G O N G O 個人 N G O N G O N G O</p>
<p>普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁のN G Oに対する働きかけが、日本生活協同組合や日本消費者連盟等特定の団体に限られ、幅広く呼びかける姿勢が不十分だったと思われるので、市民やN G Oの方々に対するP R T Rの” P R ”には、倍旧の努力を払われたい。 ・セミナーに出席するまで、「P R T R」という言葉を全く耳にしたことがなかったので、「P R T R」をもっとわかりやすい言葉で表現したり、このようなセミナーの回数を増やしたり、学校の授業で紹介したりすることで、もっと多くの人にP R T Rの存在を知ってもらう必要がある。 ・制度への理解と受け手のニーズが明確化され、意見交換や議論が有益となるので、共通の関心を抱くセクター毎の説明会ももたれたい。 ・事業者に対するメリット等の説明は、工業会、商工会、経営者協会などの産業団体を通して説明すればよい。 ・本制度の成否は、一般市民に向けたリスクコミュニケーションが大きな鍵を握っているため、本制度の導入を、日本の社会全体が化学物質に対する正しい認識を得るための好機として捉え、制度導入だけにとらわれることなく、同時に普及啓蒙、教育のためのプログラムなどにも本腰を入れるべきである。 	<p>40 16 25 25 34</p>	<p>個人 企業個人 N G O N G O N G O</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジクロロメタン(50)の剥離剤、基板洗浄剤、噴射剤、その他界面活性効果との関連がある化学物質利用内容に関して、海水及び水中での生態系拡大要素に連続体として関与する疑いのある場合、動物生態学では最も重要な生息域調査を非点源リスクとして環境汚染化学物質調査で行わないのか。 	<p>15</p>	<p>個人</p>

《 . P R T Rの呼称に関する提案・意見》

No	提案・意見	理由・説明
02 03 08 09 11 14 15 16 18 22 25 28 29 31 32 33 34 40 43	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピーアールティール ・ 化学物質総合管理システム ・ 汚染物質の排出の記録・報告制度 ・ 緑の申告制度（グリーンレジスター） ・ 環境リスク管理 ・ 化学物質リスク管理 ・ ケミカルリスク管理 * P R T Rがよい。 ・ 環境情報物質排出移動管理登録（PRTR-Pollutant Response Transfer Register） （汚染物質） ・ 化学物質汚染の存在と影響 ・ 環境汚染物質登録制度 ・ 環境汚染物質管理制度 ・ 総合的環境化学物質動態管理システム ・ 有害物質情報公開制度 ・ 化学物質情報公開制度 ・ 現在世代から将来世代まで、市民が自ら化学物質のリスクとベネフィットを判断して、その使用・不使用を自ら選択するための情報公開制度 （略称：化学物質情報公開制度） ・ 現在世代から将来世代まで、市民が自ら化学物質のリスクとベネフィットを判断して、その使用・不使用を自ら選択し、使用に当たってはリスクを最小限に抑えるためモニタリングするための情報公開モニタリング制度（略称：化学物質情報公開制度） ・ 化学物質の環境汚染削減に関する地域住民の知る権利を保障する情報公開制度 ・ 人工化学物質管理制度 * P R T Rでよい。 ・ 環境汚染物質登録 ・ 化学物質排出情報公開制度 ・ 地球環境汚染物質排出及び移動の登録 ・ 化学物質排出情報公開制度 ・ ハザード・オープン ・ 環境手形 ・ 環境パスポート ・ エコ・インデックス ・ ポリユータント・インデックス 	<p>青色申告にならって。</p> <p>国際的に通じるから。</p> <p>聞いただけで意味を理解できる言葉で表現してはどうか。</p> <p>P R T R制度の本質である「有害物質」と「情報公開」を全面に出した名称。 「有害物質」とまでは言い切れない「有害の懸念がある」化学物質の情報公開「監視」制度を意識した名称。 正式名称の中にその内容をよく反映させることを狙った名称。</p> <p>正式名称の中にその内容をよく反映させることを狙った名称。</p> <p>化学物質の環境汚染の可能性、地域住民の知る権利などを意識した名称。</p> <p>有害な恐れのある物質を公開登録する 当該化学物質の移動や排出に付いて行くものというイメージ。 当該化学物質の移動や排出に付いて行くものというイメージ。 当該化学物質のデータを収集し、目録にすることから。「目録」は「インデックス」と訳せる。 当該化学物質のデータを収集し、目録にすることから。「目録」は「インデックス」と訳せる。</p>

No	提案・意見	説明・理由
43 44 45	<ul style="list-style-type: none"> ・インデックスPR ・Resistration of Pollutant Release and Transfer(RePoRT) ・CRI（化学物質排出目録） 	<p>目録を公表することから、「PRTR」のPRを広報、広告、宣伝などの意味のPRとダブらせる。 報告の意味をダブらせる。 「PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）」は4字で長すぎ、Pollutant, Transfer, Registerという言葉にこれまで親しみがなく、違和感がある。</p>